平成２３年（フ）第１６２５号
横浜市磯子区洋光台２丁目１番13―508号
債務者　古谷　智子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６３５号
横浜市泉区上飯田町262番地　グループホーム清風荘
債務者　森内　　茂
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６３６号
神奈川県大和市草柳３丁目２番地１　大和第２ライオンズマンション101今方
債務者　加藤　佑耶
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６３８号
横浜市青葉区市ケ尾町1162番地10　ホワイトレジデンス308
債務者　米満　美穂
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８７号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼２丁目11番37号　エスカフローネ２号室
債務者　柴谷　憲治
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６００号
横浜市旭区市沢町167番地　ハーヴェストコート204号室
債務者　綿貫　　恵（旧姓新山）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６２６号
横浜市旭区川島町3079番地　ハイツ松岡201
債務者　山田　勝彦
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６２７号
横浜市旭区川島町3079番地　ハイツ松岡201
債務者　山田　勝也
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６３４号
横浜市戸塚区平戸３丁目57番12号
債務者　齊藤智加子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５２号
静岡市清水区折戸３丁目８番１号　折戸団地807
債務者　片田　幸江
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３号
岡山市北区富町１丁目20番７号
債務者　佐藤　辰也
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１０号
栃木県宇都宮市東峰町3029番地13　郡司貸家南西角
債務者　鈴木　成明
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１２号
栃木県日光市高徳764番地13
債務者　大島　光夫
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５１号
広島県福山市鞆町鞆787番地
債務者　菅　　園子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３８９号
栃木県宇都宮市旭１丁目４番32号
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９０号
栃木県宇都宮市山本１丁目１番11号　サカモトハイツ105、前住所栃木県宇都宮市旭１丁目４番32号
債務者　佐藤　紀之
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係